

妊産婦医療費助成のあらまし

令和6年12月

妊産婦医療費助成制度とは、安心、安全に出産することを願って、妊産婦が支払う医療費の一部を三条市が助成するものです。

■ 助成対象者

三条市内に住所のある妊産婦

■ 助成対象期間

登録申請をされた日から出産された月の翌月末日までです。



■ 助成の内容

医療費の自己負担額（3割負担）のうち、次の「一部負担金」を除いた額を助成します。

〔一部負担金〕

- 外 来：1回 530円（同一の医療機関等において、1か月4回まで。5回目以降は無料です。）
- 入 院：1日1200円（差額ベッド代や食事負担額などは対象外です。）
- 訪問看護：1日 250円
- 調 剤：なし（一部負担金はいただきません。）



■ 受診の方法

- 県内の医療機関等を受診するとき
資格確認書など加入医療保険情報が分かるものと受給者証を提示し、一部負担金をお支払いください。
- 県外の医療機関等を受診するときや、受給者証を忘れたとき
一旦、加入している医療保険の負担どおり3割負担分をお支払いください。
その後、2年以内に、受給者証、領収書、振込先となる受給者名義の預金通帳をお持ちになり、届出窓口にて、一部負担金との差額の払い戻し手続を行ってください。
後日、助成金を振り込みいたします。

■ 助成対象の医療費

- 保険診療（医科・歯科・調剤等）分が対象です。
- 医師の指示により補装具（コルセットなど）をつくった場合も、助成の対象となります。このような場合は、まずは下記問合せ先にご連絡ください。

■ こんな時にはお届けを

- (1) 氏名、住所、加入している医療保険に変更があったとき
- (2) 受給者証をなくしたとき
- (3) 出産したとき
- (4) 死産、流産したとき



〈市民窓口課予約サイト〉



〈電子申請サービス〉

■ 届出窓口

- 市民窓口課市民総合窓口
* 市民総合窓口での手続は予約ができます。予約サイト又は予約専用
電話（Tel.050-1809-8310）をご利用ください。
- 栄・下田サービスセンターの総合窓口グループ

※受給者証の新規取得及び再発行は電子申請が可能です

■ 有効期限について

医療費助成の有効期限は、出産した日の翌月末日までです。出生届を出されるときに有効期限の終期を確認しますので、必ず受給者証をお持ちください。

なお、出産日が出産予定日より月をまたいで早まった場合は、助成対象期間も短くなります。有効期間を過ぎた受給者証を使った場合、医療費の返納が必要になりますのでご注意ください。

【問合せ先】三条市教育委員会子育て支援課子育て支援係 Tel. 0256-45-1113